



長野県報

9月29日(月)
平成15年
(2003年)
第1495号

目次

規則

- 長野県立病院管理規則の一部を改正する規則(医務課県立病院室) 1
- 長野県立自然公園条例施行規則等の一部を改正する規則(環境自然保護課) 2

告示

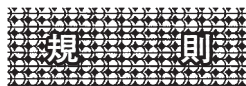
- 長野県立自然公園条例に基づき許可を受けなければ屋外において集積し、又は貯蔵してはならない物の指定(環境自然保護課) 11
- 漁業法に基づく内水面における共同漁業権及び区画漁業権の免許の内容等(園芸特産課) 11
- 都市計画事業の事業計画の変更認可(下水道課) 21
- 道路の区域変更(道路維持課) 21
- 道路の供用開始(道路維持課) 21
- 昭和49年長野県告示第140号(地方自治法施行令による指定代理金融機関及び収納代理金融機関指定)の一部改正(会計課) 21

公告

- 一般競争入札(管財課) 22
- 特定非営利活動促進法に基づく特定非営利活動法人の設立の認証申請(生活文化課NPO活動推進室) 22
- 国土調査法に基づく成果の認証(農村整備課) 23
- 長野県都市計画公聴会の開催(4件)(都市計画課) 23
- 一般競争入札(医務課県立病院室) 28

正誤

- 正誤(道路維持課) 28



長野県立病院管理規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成15年 9月29日

長野県知事 田中 康夫

長野県規則第54号

長野県立病院管理規則の一部を改正する規則

長野県立病院管理規則(昭和39年長野県規則第37号)の一部を次のように改正する。

第2条の表の長野県立須坂病院の項中「整形外科」を「整形外科 形成外科」に改める。

附則

この規則は、平成15年10月1日から施行する。

医務課県立病院室

長野県立自然公園条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布します。

平成15年9月29日

長野県知事 田中康夫

長野県規則第55号

長野県立自然公園条例施行規則等の一部を改正する規則

(長野県立自然公園条例施行規則の一部改正)

第1条 長野県立自然公園条例施行規則(昭和35年長野県規則第53号)の一部を次のように改正する。

第3条の見出し中「許可申請書」を「許可の申請」に改め、同条中「第15条第1項」を「第8条第1項」に改め、同条第1号中「施設の位置を明らかにした」を「行為地を示した」に、「地形図」を「位置図」に改め、同条第2号中「施設の附近」を「行為地及びその付近」に、「概況図及び天然色写真」を「地形図及び現況写真」に改め、同条第3号中「施設の規模及び構造(運輸施設にあつては、当該施設が風景に及ぼす影響を明らかにするために必要な事項に限る。)」を「行為の施行方法」に改め、「給排水計画図」の次に「のうち知事が必要と認めるもの」を加える。

第4条中「第15条第1項第9号」を「第8条第1項第10号」に改める。

第11条中「第27条第1項」を「第42条第1項」に、「様式第6号」を「様式第7号」に改め、同条を第15条とする。

第10条の見出しを「(身分証明書)」に改め、同条中「第26条」を「第41条」に、「する職員」を「する職員等」に、「長野県立自然公園条例に基づく職員の証(様式第5号)による」を「様式第6号によるものとする」に改め、同条を第14条とし、同条の前に次の3条を加える。

(風景地保護協定の基準)

第11条 条例第27条第3項第3号に規定する規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 風景地保護協定区域は、その境界が明確に定められていること。
- (2) 風景地保護協定区域は、現に耕作の目的又は耕作若しくは養畜の業務のための採草若しくは家畜の放牧の目的(以下この号において「耕作の目的等」という。)に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的等に供されないと見込まれる農用地以外の農用地を含んでいないこと。
- (3) 風景地保護協定区域内の自然の風景地の管理の方法に関する事項は、枯損した木竹又は危険な木竹の伐採、木竹の本数の調整、整枝、火入れ、草刈り、植栽、病虫害の防除、植生の保全又は復元、歩道等施設の維持又は補修その他これらに類する事項で、自然の風景地の保護に関連して必要とされるものであること。
- (4) 風景地保護協定区域内の自然の風景地の保護に関連して必要とされる施設の整備に関する事項は、植生の保全又は復元のための施設、巣箱、管理用通路、さくその他これらに類する施設の整備に関する事項で、自然の風景地の適正な保護に資するものであること。
- (5) 風景地保護協定の有効期間は、5年以上20年以下であること。
- (6) 風景地保護協定に違反した場合の措置は、違反した者に対して不当に重い負担を課するものでないこと。
- (7) 風景地保護協定は、関係法令及び関係法令に基づく計画と整合性のとれたものであること。
- (8) 風景地保護協定は、河川法その他関係法令の規定に基づく公共用物の管理に特段の支障が生じないものであること。

(風景地保護協定の公告)

第12条 条例第28条第1項(条例第31条において準用する場合を含む。)の規定による公告は、次に掲げる事項について、公報、掲示その他の方法で行うものとする。

- (1) 風景地保護協定の名称
- (2) 風景地保護協定区域
- (3) 風景地保護協定の有効期間
- (4) 風景地保護協定区域内の自然の風景地の管理の方法
- (5) 風景地保護協定区域内の自然の風景地の保護に関連して必要とされる施設が定められたときは、その施設
- (6) 風景地保護協定の縦覧場所

(風景地保護協定の締結の公告)

第13条 前条の規定は、条例第30条(条例第31条において準用する場合を含む。)の規定による公告について準用する。

第9条中「第20条第1項第1号」を「第22条第2号」に改め、同条第1号中「第23号、第25号から第28号まで、第38号から第42号まで、第44号又は第45号」を「第24号から第27号まで、第37号から第40号まで、第50号又は第51号」に改め、同条第13号中「第8条第1号」を「前条各号」に改め、同条第14号中「漁礁」を「魚礁」に改め、同条を第10条とする。

第8条中「第18条第1項第1号」を「第20条第1項第1号」に改め、同条を第9条とする。

第7条中「第18条」を「第20条第1項」に、「様式第4号」を「様式第5号」に改め、同条を第8条とする。

第6条中「第17条」を「第10条第2号」に改め、同条第6号中「第15条第1項」を「第8条第1項」に改め、同条第10号中「防護さく」を「防護柵」に改め、同条第12号中「長野県史跡名勝天然記念物」を「県史跡名勝天然記念物」に改め、同条第19号中「きり」を「桐」に改め、同条第23号を削り、同条第24号を同条第23号とし、同条第25号から第33号までを1号ずつ繰り上げ、同条第34号中「屎尿浄化槽」を「屎尿浄化槽」に改め、同号を同条第33号とし、同条第35号から第41号までを1号ずつ繰り上げ、同条第40号の次に次の1号を加える。

- (4) 1.5メートル以下の高さで、かつ、10平方メートル以下の面積で物を集積し、又は貯蔵する行為

第6条第42号を次のように改める。

(42) 耕作の事業に伴う物の集積又は貯蔵で明らかに風致の維持に支障のない行為

第6条第55号を同条第81号とし、同号の前に次の4号を加える。

(77) 知事の指定する地域以外の地域において木竹を植栽する行為

(78) 宅地内に木竹を植栽する行為

(79) 桑、茶、こうぞ、みつまた、こりやなぎ、桐、果樹その他農業用に栽培する木竹又は現存する木竹と同一種類の木竹を植栽する行為

(80) 家畜を係留放牧する行為

第6条第54号を同条第76号とし、同条第46号から第53号までを22号ずつ繰り下げ、同条第68号の前に次の16号を加える。

(52) 農業を営むために通常行われる行為のために立ち入る行為

(53) 森林の保護管理のために立ち入る行為

(54) 林道の整備に当たって必要な事前調査のために立ち入る行為

(55) 森林法第25条若しくは第25条の2に規定する保安林、同法第29条若しくは第30条の2に規定する保安林予定森林、同法第41条に規定する保安施設地区若しくは同法第44条に規定する保安施設地区予定森林の管理若しくはそれらの指定を目的とする調査又は同法第41条第1項若しくは第3項に規定する保安施設事業の実施に当たって必要な事前調査のために立ち入る行為

(56) 河川法第3条第1項に規定する河川その他の公共の用に供する水路の管理又はその指定を目的とする調査(同法第6条第1項に規定する河川区域の指定、同法第54条第1項の規定による河川保全区域の指定又は同法第56条第1項の規定による河川予定地の指定を目的とするものを含む。)のために立ち入る行為

(57) 砂防法第1条に規定する砂防設備の管理若しくは維持又は同法第2条の規定により指定された土地の監視のために立ち入る行為

(58) 地すべり等防止法第2条第4項に規定する地すべり防止工事の実施に当たって必要な事前調査、同法第3条第1項に規定する地すべり防止区域の管理又は同項の規定による地すべり防止区域の指定を目的とする調査のために立ち入る行為

(59) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条第1項に規定する急傾斜地崩壊危険区域の管理又は同項の規定による急傾斜地崩壊危険区域の指定を目的とする調査のために立ち入る行為

(60) 文化財保護法第69条第1項に規定する史跡名勝天然記念物の管理又は復旧のために立ち入る行為

(61) 文化財保護条例第30条第1項に規定する県史跡名勝天然記念物の管理又は復旧のために立ち入る行為

(62) 測量法第3条の規定による測量のために立ち入る行為

(63) 土地又は木竹の所有者又は使用及び収益を目的とする権利を有する者がその所有又は権利に係る土地における行為を行うために立ち入る行為

(64) 条例第8条第1項第13号の規定により知事が指定する区域内に存する施設の維持管理を行うために立ち入る行為

(65) 条例第8条第1項第13号の規定により知事が指定する区域の隣接地において、同項の許可を受けた行為又はこの条の各号に規定する行為を行うため、やむを得ず通過する目的で立ち入る行為

(66) 犯罪の予防又は捜査、遭難者の救助その他これらに類する業務を行うために立ち入る行為

(67) 法令の規定による検査、調査その他これらに類する行為を行うために立ち入る行為

第6条第45号を同条第51号とし、同条第44号を同条第50号とし、同条第43号を同条第49号とし、同条第42号の次に次の6号を加える。

(43) 森林の整備又は木材の生産に伴い発生する根株、伐採木又は枝条を森林内に集積し、又は貯蔵する行為

(44) 木材の加工又は流通の事業に伴い発生する木くずを集積し、又は貯蔵する行為

(45) 河川法第3条第1項に規定する河川その他の公共の用に供する水路の管理のために必要な物を集積し、又は貯蔵する行為

(46) 砂防法第1条に規定する砂防設備の管理又は維持のために必要な物を集積し、又は貯蔵する行為

(47) 地すべり等防止法第3条第1項に規定する地すべり防止区域の管理のために必要な物を集積し、又は貯蔵する行為

(48) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条第1項に規定する急傾斜地崩壊危険区域の管理のために必要な物を集積し、又は貯蔵する行為

第6条を第7条とする。

第5条第1項中「第16条第1項」を「第9条第1項」に、「様式第2号」を「様式第3号」に改め、同条第2項中「第16条第2項」を「第9条第2項」に、「様式第3号」を「様式第4号」に改め、同条を第6条とする。

第4条の次に次の1条を加える。

(特別地域における行為の届出)

第5条 条例第8条第2項の規定による届出は、長野県立自然公園特別地域内行為届(様式第2号)に第3条第1号及び第2号に掲げる書類を添えてしなければならない。

別表中「(別表)」を「(別表)(第4条、第7条関係)」に改め、同表の1のきく科の項中「たからこう属」を「めたからこう属」に、「さわぎく属」を「きおん属」に改め、「いわよもぎ」を削り、「えぞのむかしよもぎ」を「えぞむかしよもぎ」に改め、同1のしやくなげ科の項を次のように改める。

つつじ科	つつじ属、つがざくら属、どうだんつつじ属、ようらくつつじ属、すのき属、ひめしやくなげ、こめばつがざくら、はりがねかずら、うらしまつつじ、あかもの、いわひげ、じむかで、みねずおう、しらたまのき
------	---

別表の2のせり科の項中「せんきゆう属」を「みやませんきゆう属」に改め、「はくさんさいこ」及び「みやませんきゆう」を削り、「みやまぜんこ」を「みやまぜんご」に改め、同2中「あかはな科」を「あかばな科」に、「いばら科」を「ばら科」に、「きじむしろ属」を「きじむしろ属」に改め、同2のまんさく科の項の次に次のように加える。

あじさい科	くさあじさい
すぐり科	こまがたけすぐり、すぐり

別表の2のゆきのした科の項中「くさあじさい」及び「こまがたけすぐり、すぐり」を削り、同2中「いしもちそう科」を「もうせんごけ科」に、「みやおそう科」を「めぎ科」に改め、同2のなでしこ科の項中「おおばなびらんじ」を「たかねびらんじ」に改め、同表の3のゆり科の項中「ちやぼぜさしよう属」を「ちしまぜきしよう属」に改め、同3のいね科の項中「みやまぬかば」を「みやまぬかぼ」に、「いわがりやす」を「いわのがりやす」に、「みやまこめすすき」を「ひろはこめすすき」に、「みやまあわがわり」を「みやまあわがえり」に、「みやまほそいちごつなぎ、やつがたけいちごつなぎ、こもすたかねいちごつなぎ」を「みやまいちごつなぎ、あおいちごつなぎ」に改め、同3のいぐさ科の項中「すずめのひえ属」を「すずめのやり属」に、「えぞほそり」を「えぞほそい」に改め、同表の4のまつ科の項中「はいまつ」を「はいまつ、いらもみ、やつがたけとうひ、ひめまつはだ、ひめばらもみ」に改め、同4のいぶき科の項及びもみ科の項を次のように改める。

ひのき科	みやまびやくしん、ほんどみやまねず
------	-------------------

別表の5のうらぼし科の項を次のように改める。

ほうらいしだ科	やつがたけしのぶ
おしだ科	しらねわらび、においしだ
ひめしだ科	みやまわらび、おおばしよりま
いわでんだ科	みやまめしだ、みやまへびのねこぎ、みやましけしだ、なよしだ、うさぎしだ
うらぼし科	みやまうらぼし

別表の5のはなやすり科の項中「かまなしはなわらび」を削る。

様式第1号の工作物の場合、木竹伐採の場合、鉾物掘採（土石採取）の場合及び水位（水量）増減の場合中「第15条第1項」を「第8条第1項」に改め、同水位（水量）増減の場合の次に次の様式を加える。

(汚水等の排出の場合)

長野県立自然公園特別地域内行為許可申請書 (汚水等の排出)

年 月 日

長野県知事 殿

申請者の住所及び氏名 (法人にあつては、主たる
事務所の所在地及び名称
並びに代表者の氏名) 印

長野県立自然公園条例第8条第1項の規定により、 県立自然公園特別地域内
において、次の行為を行うことを許可してください。

目 的			
行 為 地	市郡 町村 大字 小字 地番	地 目	
	(指定湖沼又は湿原名)		
行為地及びその付近の状況			
汚水等の種類及び原因			
施 行 方 法	汚水等の処理施設の 種類、規模及び能力		
	汚 水 等 の 水 質		
	排出の時期及び量		
	指定水域等への排出 方法		
予 定 期 日	着 手		
	完 了		
備 考			

- (備考) 1 氏名(法人にあつては、代表者の氏名)を自署する場合には、
押印を省略することができる。
2 備考欄には、他の法令の規定により当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その旨を記載すること。

様式第1号の広告物設置の場合中「第15条第1項」を「第8条第1項」に改め、同広告物設置の場合の次に次の様式を加える。

(物の集積(貯蔵)の場合)

長野県立自然公園特別地域内行為許可申請書(物の集積(貯蔵))

年 月 日

長野県知事 殿

申請者の住所及び氏名 (法人にあつては、主たる
事務所の所在地及び名称) 印
並びに代表者の氏名

長野県立自然公園条例第8条第1項の規定により、 県立自然公園特別地域内
において、次の行為を行うことを許可してください。

目 的			
行 為 地	市郡	町村	大字 小字 地番
			地 目
行為地及びその付近の状況			
集積(貯蔵)物の種類			
施 行 方 法	集 積 (貯 蔵) 方 法		
	土地使用面積及び集積(貯蔵)する高さ		
	集積(貯蔵)に関連して行う行為の概要		
	集 積 (貯 蔵) 設 備		
予 定 期 日	着 手		
	完 了		
備 考			

- (備考) 1 氏名(法人にあつては、代表者の氏名)を自署する場合においては、押印を省略することができる。
- 2 備考欄には、他の法令の規定により当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その旨を記載すること。

様式第1号の水面埋立(干拓)の場合、土地形状変更の場合、植物等採取(損傷)の場合及び工作物等の色彩変更の場合中「第15条第1項」を「第8条第1項」に改め、同工作物等の色彩変更の場合の次に次の様式を加える。

(指定区域内への立入りの場合)

長野県立自然公園特別地域内行為許可申請書(指定区域内への立入り)

年 月 日

長野県知事 殿

申請者の住所及び氏名 (法人にあつては、主たる
事務所の所在地及び名称
並びに代表者の氏名) 印

長野県立自然公園条例第8条第1項の規定により、 県立自然公園特別地域内
において、次の行為を行うことを許可してください。

目 的		
行 為 地		
行為地及びその 付近の状況		
立ち入る者の 人数及び氏名 並びに期間		
立ち入る経路 又は範囲		
立ち入る方法		
予 定 期 日	着 手	
	完 了	
備 考		

- (備考) 1 氏名(法人にあつては、代表者の氏名)を自署する場合には、
押印を省略することができる。
2 備考欄には、他の法令の規定により当該行為が行政庁の許可、認可そ
の他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その旨を記載する
こと。

(家畜放牧の場合)

長野県立自然公園特別地域内行為届

年 月 日

長野県知事 殿

申請者の住所及び氏名 Ⓔ Ⓔ

(法人にあつては、主たる
事務所の所在地及び名称
並びに代表者の氏名)

県立自然公園特別地域内において、次のとおり家畜を放牧するので届け出ます。

目 的		
行 為 地		
行為地及びその 付近の状況		
施 行 方 法	放 牧 面 積	
	家畜の種類及び頭数	
	放牧に関連して行う 行為の概要	
	放 牧 設 備	
	管 理 方 法	
予 定 期 日	着 手	
	完 了	
備 考		

- (備考) 1 氏名(法人にあつては、代表者の氏名)を自署する場合には、押印を省略することができる。
- 2 備考欄には、他の法令の規定により当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その旨を記載すること。

様式第6号中「(第11条関係)」を「(第15条関係)」に、「第27条第1項」を「第42条第1項」に改め、同様式を様式第7号とし、様式第5号の次に次の様式を加える。

(様式第6号)(第14条関係)

第 号

所 属
(住所)
職 氏 名
(氏 名)

長野県立自然公園条例の規定に基づく職員の証
(長野県立自然公園条例第26条第2項の規定により原状回復等を行う者の証)

年 月 日交付

長野県知事



(事務処理規則の一部改正)

第2条 事務処理規則(昭和39年長野県規則第5号)の一部を次のように改正する。

別表第2の5の(71)のエの(イ)を次のように改める。

- (イ) 長野県立自然公園条例(昭和35年長野県条例第22号)の規定に基づく次の事項
- a 第8条第1項の規定による許可
 - b 第8条第2項の規定による届出の受理
 - c 第9条第1項の規定による届出の受理
 - d 第9条第2項の規定による届出の受理
 - e 第19条の規定による条件の付加(第8条第1項の許可に係るものに限る。)
 - f 第20条第1項の規定による届出の受理
 - g 第20条第3項の規定による期間の短縮
 - h 第21条第1項の規定による措置命令
 - i 第21条第3項の規定による期間の延長及び通知
 - j 第26条第1項の規定による中止命令、原状回復命令及び措置命令(利用調整地区の区域内における行為に係るものを除く。)
 - k 及び1において同じ。)
 - k 第39条第1項の規定による報告の徴収
 - l 第39条第2項の規定による立入検査等

(長野県景観条例施行規則の一部改正)

第3条 長野県景観条例施行規則(平成4年長野県規則第41号)の一部を次のように改正する。

第7条第9号中「第15条第1項」を「第8条第1項」に、「第18条第1項」を「第20条第1項」に改める。

附 則

この規則は、平成15年10月1日から施行する。

環境自然保護課